

市内小・中学校防火設備定期検査業務委託仕様書

この仕様書においてたつの市を甲とし、受託業者を乙とする。

1 業務仕様

本委託は、たつの市立小・中学校について、建築基準法第12条第3項その他関係法令に基づき、防火設備の定期検査を実施するものである。

業務の実施に当たっては、平成28年5月2日付国土交通省告示第723号その他関係告示の現行規定及び（一財）日本建築防災協会発行の防火設備定期検査業務基準（以下「定期検査業務基準」という。）に基づき、最新の内容に従って行うものとする。

2 委託業務の対象物件、対象箇所

たつの市立小・中学校（別紙「対象物件及び対象箇所一覧」に示す物件）

なお、対象箇所については、必ず現地にて照合確認を行い、修正等必要な場合は適宜行うこととする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

4 業務の内容

(1) 定期検査の実施に当たっては、甲から提示する資料や事前に施設の状況を把握の上、現状の建築物の平面図、配置図等から定期検査用の図面を作成し、現地において点検漏れが生じないように定期検査の方法、内容について定期検査業務基準を十分に確認し、効率的に検査すること。また、検査終了後すべてが元の状態に復旧されているか確認し、管理者等へ報告すること。

(2) 検査実施日時は、学校行事や工事日程等を最優先として計画を行い、混乱が生じないように事前に管理者等へ周知を徹底するように依頼すること。

(3) 検査結果図については、図面データを提供するが、必ず現地照合確認により修正を行うこと。

(4) 図面寸法はA3版とし、縮尺は指定しないものとする。

各階平面図等まとめることが可能なものは、同一図面にまとめて作成すること。

(5) 記載項目は、建物配置図（平面図）、各階平面図、壁及び柱の位置、建築年月、用途（階段、廊下等）、各教室名称、方位、学校名、検査結果による指摘事項等とすること。

特に要是正、指摘事項がある場合は検査結果図・関係写真に同じ通し番号をつけ朱書きにするなど、一見して分かるように工夫すること。

(6) 図面の精度は、一般図程度とすること。

(7) 図面データは学校ごとに整理すること。（図面はレイヤーグループに分けること。）

(8) （公財）兵庫県建築防災センターへの報告及び書類修正等、定期検査業務に必要な

なものの全ての業務を行うこと。

なお、指導手数料については甲が負担し、振込みするため、振込金額及び時期等は、担当者と協議すること。

5 施設管理者への報告等

各検査において、不具合箇所等が発覚した場合については、施設管理者に不具合箇所の状況説明をし、改善に要する費用の見積書を提出すること。

なお、改善に要する費用の見積書等を作成する費用（調査費等）は、本委託に含むものとする。

6 委託業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 建築基準法その他関係法令を遵守するとともに、定期検査業務基準等を参考とし、甲担当者と十分連絡協議の上、実施すること。
- (2) 委託業務に従事する者は、一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員の資格を有すること。(その事実を証明する書類の写しを契約締結時に提出すること。)
- (3) 本仕様書に記載がない項目については、甲、乙協議のうえ決定すること。
- (4) 工事中の部分については、検査を行わないものとする。

7 提出要求図書等

下記成果品（データ共）について、学校ごとにファイル分けして提出すること。

※成果品タイトル：令和8年度 防火設備定期検査業務（〇〇学校）

【検査実施前】(1)定期検査計画書（任意様式）

【検査実施後】※甲への報告用 各1部

- (1)定期検査報告書（第36号の8様式）
- (2) 検査結果表（別記様式）
- (3) 検査結果図（別添1様式）（配置図・各階平面図）
- (4) 関係写真（別添2様式）
- (5) 定期検査報告概要書（第36号の9様式）
- (6) 図面データ（JWW又はDXF形式）

※特定行政庁への報告用 正1部・副1部

- (1)定期検査報告書（第36号の8様式）
- (2) 検査結果表（別記様式）
- (3) 検査結果図（別添1様式）（配置図・各階平面図）
- (4) 関係写真（別添2様式）
- (5) 定期検査報告概要書（第36号の9様式）